

下 総 第 9 4 8 号
令和5年(2023年)6月28日

下関市監査委員 今 井 弘 文 様
同 秋 森 和 也 様
同 木 本 暢 一 様
同 田 中 義 一 様

下関市長 前 田 晋太郎

定期監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

令和4年7月4日付け監査報告第14号により提出のありました定期監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

監査の結果に基づき講じた改善措置

こども未来部幼児保育課、4 幼保連携型認定こども園、5 保育所、3 幼稚園、都市整備部都市計画課、交通対策課

こども未来部幼児保育課について

[指摘事項]

- (1) 分任出納員である徴収員（会計年度任用職員）が直接収納した現金（過年度保育料等）の取扱事務において、以下の事項が見受けられた。関係規定に基づき、適正に事務処理されたい。
- ア 直接収納した現金の指定金融機関等への払込みが、下関市会計規則に規定する期限までに行われていないものがあった。
 - イ 徴収員が記帳する金銭出納帳において、差引残高の記入漏れが散見され、現金の現在高が明瞭ではなかった。
 - ウ 領収書の控えを確認したところ、領収印の日付と手書きされた日付とが不一致であるものが見受けられた。

(改善措置状況)

- ア 現金の取扱いに関し、下関市会計規則に基づく期限内での払込みを徹底するよう、指摘後速やかに徴収員に指導した。
- イ 金銭出納帳の目的も含め、正しい記入方法を改めて徴収員に指導するとともに、定期的に複数の職員で確認するよう、チェック体制を強化した。
- ウ 原因を確認したところ、領収書の手書きの日付は当初の徴収予定日で、領収印の日付が実際の徴収日であることが分かった。今後は、領収日を事前に手書きしないよう、徴収員に改めて正しい事務処理方法を指導した。

幼児保育課 4 幼保連携型認定こども園、5 保育所、3 幼稚園について

[指摘事項]

- (1) 現金で直接収納する延長保育利用料及び職員給食費に係る収入事務において、次に掲げる不適切な事例が認められた。
- ア 延長保育利用料の収納事務において、領収書（控）と金銭出納帳の収納日が一致していない事例があった。当園では通常、受領した現金は、職員が取りまとめて当日中に金融機関（公金口座）に払い込んでいるが、当該事例では払込み後（15時頃以降）に受領した現金を翌日の受領及び払い

込み分として記入したことが原因であった。金銭出納帳は、現金の出納を照合する際の重要な根拠となるため、日々の現金出納額を確実かつ正確に記入し、常に現金の現在高を明瞭にすることを徹底されたい。

イ 職員給食費の収納事務において、金銭出納帳の記入額と領収書（控）の集計額に不整合があった。適正に事務処理されたい。

（改善措置状況）

ア 令和4年8月5日に開催した園長会にて、現金の直接収納の際の領収書の発行及び金融機関への払込みに係る金銭出納帳の記載方法について指導し、徹底した。

イ 今回の指摘を受け、職員給食費の収納事務に当たっては、不一致を防止するため、金銭出納帳及び領収書（控）の記入者とは別の職員が再度確認作業を行うように事務処理の流れを変更した。今後は、園長会等で、事務処理方法を重ねて確認し、各園の認識を共有しつつ、適正な事務処理に努める。

都市整備部都市計画課について

〔指摘事項〕

(1) 職員が週休日に6時間を超えて勤務した場合において、当該職員に休憩時間を与えていない事例が見受けられた。関係する法令や条例に基づき、適正に勤務時間を管理されたい。

（改善措置状況）

週休日の勤務が6時間を超えるおそれがある場合には、余裕をもって交代し、休憩時間を取得する。また、シフト制の人員を配置するなど、労働基準法及び下関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例に基づき、勤務時間の管理を徹底している。

交通対策課について

〔指摘事項〕

(1) 長期駐車自転車撤去及び保管費用の収納事務について、金銭出納帳及び現金出納報告書の記載において、以下の事項が見受けられた。下関市会計規則に基づき、適正に事務処理されたい。

ア 金銭出納帳に収入金額及び支払金額が記載されていないもの。

イ アの金銭出納帳の累計（合計）金額の誤りに起因して、現金出納報告書の収納額及び払込額の合計額等が誤っているもの。

（改善措置状況）

ア 今回の指摘を受け、金銭出納帳への収入金額及び支払金額の記載漏れを防止するため、分任出納員が収入金を金融機関に納入後、分任出

納員以外の職員が、金融機関が発行する領収証書の金額と金銭出納帳の収入金額及び支払金額が一致していることを確認することとした。なお、この確認は令和4年7月から収入金が発生する度に実施している。

イ 今回の指摘を受け、現金出納報告書の収納金額、払込額の合計額等について、記載誤りを防止するため、現金出納報告書の提出に係る起案文書を回付する際に、3Sサブシステムで出力した調定一覧表と金銭出納帳の当該月箇所のコピーを起案文書に添付することとした。その上で、調定一覧表の累計調定額と、金銭出納帳の累計収入額及び現金出納報告書の累計収納額が一致していることを確認することとした。なお、この確認は令和4年7月から毎月実施している。

- (2) 細江町駐車場における作業場及び高所作業車設置に係る行政財産の使用許可について、新規案件のため部長による決裁で行うべきところ、課長による決裁で行っていた。適正に事務処理されたい。

(改善措置状況)

今回の指摘を受け、行政財産の使用許可に関する起案文書を回付する際は、決裁区分の誤りを防止するため、起案文書に決裁区分を確認する書類を添付することとした。具体的には、令和4年7月から行政財産の使用許可に関する起案文書を回付する際に、下関市事務決裁規程及び下関市事務決裁規程質疑応答集の中から、行政財産の使用許可に関する決裁区分について記載されている箇所を複写して起案文書に添付することとした。

今後も行政財産の使用許可を行う際は、決裁区分を確認し、適正に事務処理を行う。